

外来・在宅ベースアップ 評価料（I）説明会

2025年3月14日

事務局 岡田章吾



千葉県保険医協会

本日の内容

- ▶ 賃上げの概要について
- ▶ ベースアップとは？
- ▶ 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
点数の概要
- ▶ 様式の記載例
- ▶ よくお問い合わせ頂くご質問

賃上げの概要について

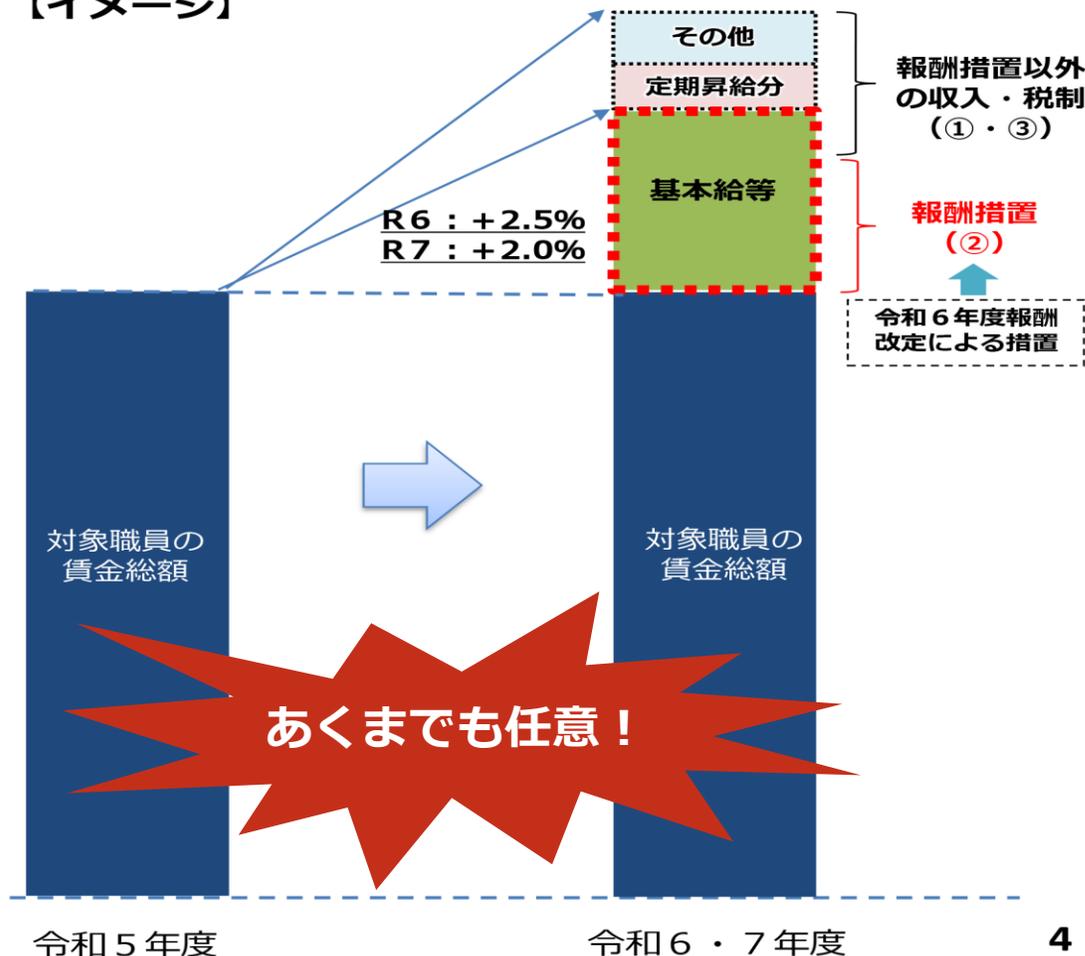
厚労省：令和6年度診療報酬改定と賃上げについて
～ 今考えていただきたいこと（病院・医科診療所の場合）～ より抜粋

1 医療従事者の賃上げの概要について (1) 全体の概要②

【基本的な方針】

- 次の①～③を組み合わせた賃上げ対応
 - ① 医療機関や事業所の過去の実績をベースにしつつ、更に
 - ② 今般の報酬改定による上乗せの活用
 - ③ 賃上げ促進税制の活用
- 令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実施し、定期昇給なども合わせて、昨年を超える賃上げの実現を目指す。

【イメージ】



ベースアップとは？

ベースアップ（ベア）

- ベースアップ（ベア）は賃金表の改定等による賃金水準を引き上げをいいますが、ベースアップ評価料では、毎月支払われる手当の増額による賃金の引上げも「ベア等」に含めることができます。
- 勤続年数の増加や、昇進のために賃金を引き上げた分は、「ベア等」には含まれません。また、一時的に支払われる手当の増加も、「ベア等」には含まれません。

ベースアップの考え方

「ベースアップ（ベア）」とは、賃金表の改定等により賃金水準を引き上げをいいます。

号俸	職務の級			
	1級	2級	3級	4級
1	00000000	00000000	00000000	00000000
2	00000000	00000000	00000000	00000000
3	00000000	00000000	00000000	00000000
4	00000000	00000000	00000000	00000000
5	00000000	00000000	00000000	00000000
6	00000000	00000000	00000000	00000000
7	00000000	00000000	00000000	00000000
8	00000000	00000000	00000000	00000000
9	00000000	00000000	00000000	00000000
10	00000000	00000000	00000000	00000000

賃金表内の職員給与の変動は、**定期昇給**に該当し、ベアには該当しません。

改定

号俸	職務の級			
	1級	2級	3級	4級
1	*****	*****	*****	*****
2	*****	*****	*****	*****
3	*****	*****	*****	*****
4	*****	*****	*****	*****
5	*****	*****	*****	*****
6	*****	*****	*****	*****
7	*****	*****	*****	*****
8	*****	*****	*****	*****
9	*****	*****	*****	*****
10	*****	*****	*****	*****



賃金表に記載の額そのものを引き上げることがベースアップです。

給与規程

賃金表がない場合

賃金表がない医療機関の場合は、給与規程や雇用契約に定める基本給等について、引上げを行います。

なお、基本給等とは、**決まって毎月支払われる給与や手当**のことを指し、例えば、年俸制で1年に1回定められる額の1月当たり分もこれに該当します。

賃金表がない医療機関では、「ベースアップ評価料手当」を新設し、毎月決まった額を従来の基本給に上乗せして支給することも可能です。

ベア等に含めることができるもの（例）

- 賃金表等の改定等による賃金水準の引上げ
- 給与規程や雇用契約に定める基本給の引上げ
- 毎月支払われる手当の増額・新設

これらに連動して引きあがる賞与分や時間外手当、事業主負担の増額分も含まれます。

ベア等に含めることができないもの（例）

- 定期昇給など従来から予定されている基本給の引上げ
- 一時的に支払われる臨時手当の支給
- 特定の業務等に付随する手当の増額・新設

業績に連動して引き上がる賞与については対象外です

ベースアップとは？

ベースアップと定期昇給の違い

ベースアップ

- ▶ 年齢、勤続年数、成果等に関係なく、**一律**に給与を引き上げること。

定期昇給

- ▶ 年齢、勤続年数、成果等に応じて**個人ごと**に給与を引き上げること。



毎年1回勤続年数や経験年数に応じて給与を上げている分などは、定期昇給となり
ベースアップにあたらぬ

ベースアップとは？

厚労省：外来・在宅ベースアップ評価料（I）専用届出様式作成の手引き【令和7年1月改定版】より抜粋

ベースアップ評価料による賃金改善分に含めることができるのは以下の項目です

基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の引上げ分

基本給

※定期昇給による給与の引き上げのように、従来から予定されている基本給の引き上げは、該当しません。

住居手当

調整手当

家族手当

「別添」シート⑮

役職手当

通勤手当

※同じ職位の資格手当が以前よりも引き上がった場合は該当します。単に昇格により個人の資格手当が増加した場合は該当しません。

資格手当

その他決まって毎月支払われる手当

「決まって毎月支払われる手当」として、例えば「ベースアップ評価手当」を新設し、毎月決まった額を従来の基本給に上乗せして支給することも可能です

以下のうち、基本給等の引上げに連動して引き上がる部分

賞与

※業績に連動して引き上がる賞与は対象外です

時間外手当

「別添」シート⑯

法定福利費等の事業主負担分

※評価料I専用届出様式の「別添」シートの（参考）欄では、（基本給等+賞与+時間外手当の引き上げ分）×16.5%で自動計算しています。

ベースアップ評価料による賃金改善分に含めることができないもの（例）

- ・ 一時的に支払われる臨時手当の支給
- ・ 特定の業務等に付随する手当の増額・新設
- ・ 労働時間の増加に伴う時間外手当等の増額分

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 点数の概要

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）とは？

- ▶ 外来医療または在宅医療を実施している医療機関で、主として医療に従事する職員が勤務しており、対象職員の賃金改善を図ることが、施設基準として求められています。（要届出）
- ▶ 対象職員が常勤・非常勤を問わず1人以上勤務していることが必要です。

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）とは？

- ▶ （Ⅰ）を届出し、以下の項目をすべて満たす医療機関が届出できます。
 - ①対象職員が常勤換算で2人以上勤務している
 - ②社会保険診療等の収入金額が総収入の80%以上
 - ③（Ⅰ）の算定見込み金額（直近3カ月間の月平均）が給与総額（直近12ヶ月間の月平均）の1.2%未満
- ▶ （Ⅰ）の算定だけでは給与総額の1.2%に満たない場合、1.2%まで補うために8区分の点数が設けられています。

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 点数の概要

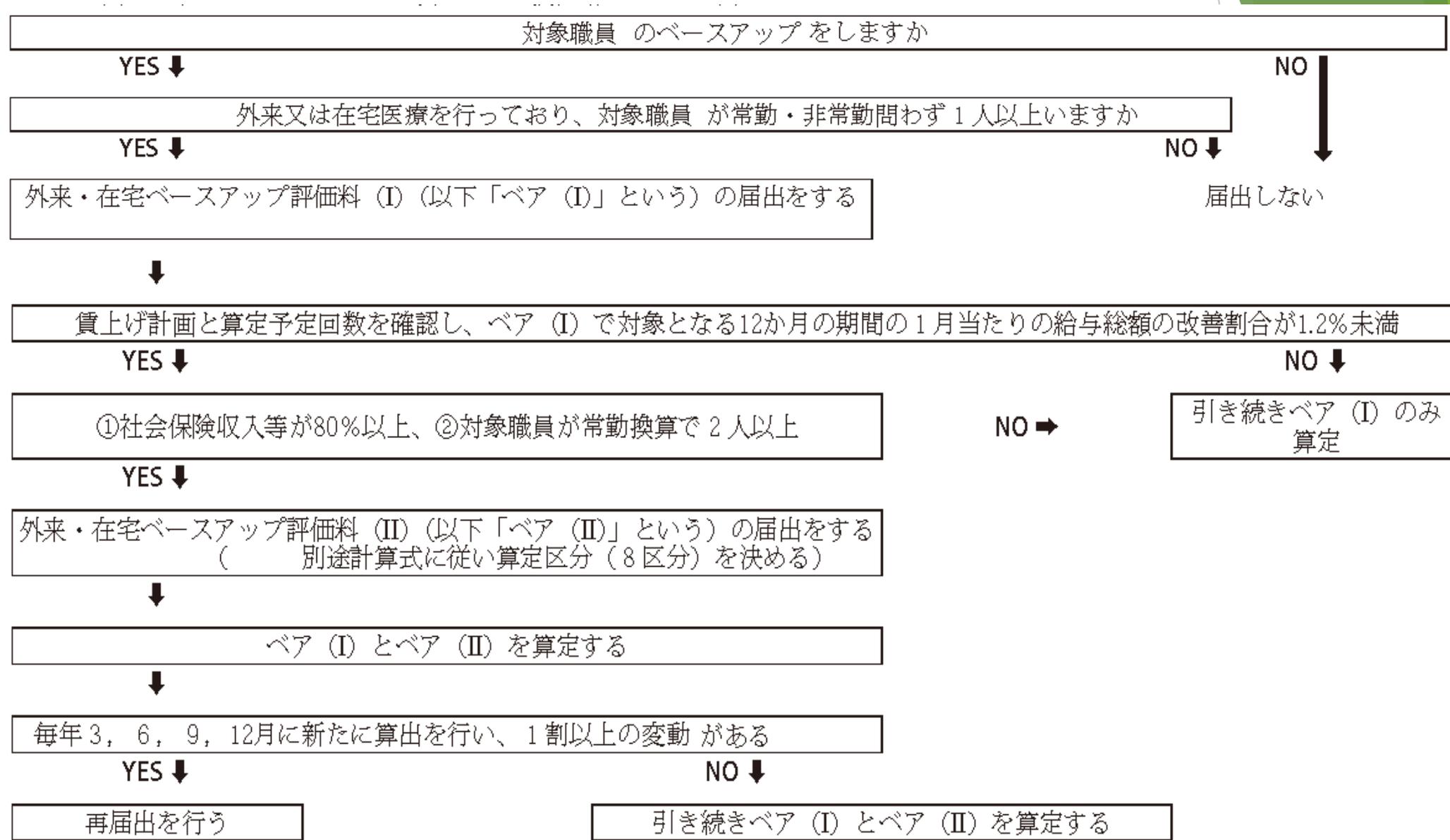
（外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）と（Ⅱ）の関係）

- ▶ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定見込み金額（直近3カ月間の月平均）が給与総額（直近12カ月間）の1.2%未満の場合、（Ⅱ）の届出が可能です。1.2%以上の場合、（Ⅱ）の届出はできません。



（Ⅰ）の算定だけでは給与総額の1.2%に満たない場合、1.2%まで補う区分（8区分のいずれか）で（Ⅱ）の届出が可能となります。

<参考> 外来・在宅ベースアップ評価料 (I) (II) の流れ



外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 点数の概要

（算定要件）

- ▶ 初診時、再診時等、訪問診療時（同一建物居住者以外・同一建物居住者）に1日につき1回算定できます。
- ▶ 同日再診や2科目初診料、2科目再診料、訪問診療後の同日の往診の場合等は、当該評価料の算定が1日に1回に限られますので算定できません。

外来・在宅ベースアップ評価料（I） 点数の概要

（届出に関して）

- ▶ 届出するにあたって賃金改善の対象となる医療従事者（対象職員）は、別表4（右記）で示された32職種です。
- ▶ 専ら事務作業を行う事務職員や勤務医は対象となりません。
- ▶ ただし、医師事務作業補助者、看護補助者等の医療を専門とする職員の補助として行う事務作業、歯科業務補助者等の歯科医療を専門とする職員の補助として行う事務作業は対象です。

別表4 ベースアップ評価料における対象職員

ア	薬剤師	ツ	衛生検査技師
イ	保健師	テ	臨床工学技士
ウ	助産師	ト	管理栄養士
エ	看護師	ナ	栄養士
オ	准看護師	ニ	精神保健福祉士
カ	看護補助者	ヌ	社会福祉士
キ	理学療法士	ネ	介護福祉士
ク	作業療法士	ノ	保育士
ケ	視能訓練士	ハ	救急救命士
コ	言語聴覚士	ヒ	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師
サ	義肢装具士	フ	柔道整復師
シ	歯科衛生士	ヘ	公認心理師
ス	歯科技工士	ホ	診療情報管理士
セ	歯科業務補助者	マ	医師事務作業補助者
ソ	診療放射線技師	ミ	その他医療に従事する職員（医師及び歯科 医師を除く）
タ	診療エックス線技師		
チ	臨床検査技師		

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 点数の概要

（届出に関して）

- ▶ 対象職員が常勤・非常勤問わず1人以上勤務していれば届出可能です。外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）のように対象職員が常勤換算2人以上の要件はありません。
- ▶ 届出様式は、2025年1月より簡略化されました。「別添」、「計画書」、「届出書」が記載されたエクセルファイルを用いて行います。
- ▶ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）や入院ベースアップ評価料を併せて届出する場合、簡略化された様式のみでの届出はできません。外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）と入院ベースアップ評価料については従来の様式を使用する必要があります。

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 点数の概要

（賃金改善など）

- ▶ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）を算定する場合は、その年度において対象職員（役員報酬を得ている者を除く）の定期昇給分を除いたベースアップ（賃金改善）を行わなければなりません。
- ▶ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）で得た診療報酬は、全額を対象職員の基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ（ベア等）や、ベア等に連動して引き上がる賞与、時間外手当、社会保険料等の法定福利費（事業主負担分等を含む）の増加分に使う必要があります。なお、ベア手当、ベア加算など決まって毎月支払われる手当とする場合でも、その金額を時間外手当や法定福利費に連動する扱いとしなければなりません。
- ▶ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）で得た診療報酬は、対象職員の定期昇給分に充てることはできません。定期昇給は当該評価料以外の収入を原資に行います。

外来・在宅ベースアップ評価料（I） 点数の概要

（賃金改善など）

- ▶ 患者数が予定より増えるなどして、ベア等の増加分より当該評価料による診療報酬収入が上回っても、当該評価料による収入は別の用途に回すことはできません。この場合、追加でベア等を行うことが困難な場合は、賞与等の手当や翌年度に繰越を行うことができます。
- ▶ 対象職員の基本給等を2024年度は2023年度と比較して2.5%以上引き上げ、2025年度は2023年度と比較して4.5%以上引き上げた場合は、当該評価料による収入を事務職員や40歳未満の勤務医のベア等に充当することができます。
- ▶ 対象職員に対して、賃金改善を実施する方法等について、「賃金改善計画書」の内容を用いて周知するとともに、就業規則等の内容についても周知する必要があります。

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 点数の概要

（届出の方法）

- ▶ 届出書類はエクセルで作成し、関東信越厚生局千葉事務所宛てに原則メールで届出します。
- ▶ エクセルファイルは、「厚生労働省 ベースアップ評価料等について」で検索し、特設サイトからダウンロードができます。
- ▶ （Ⅰ）のみを届出する場合、上記特設サイトから「ベースアップ評価料Ⅰ専用届出様式（Excel形式）」のダウンロードをお願いいたします。
- ▶ 提出先メールアドレスについても特設サイトに掲載されております。また、作成するエクセルファイルの中でも表示されております。
- ▶ ベースアップ評価料（Ⅰ）を届出する場合、エクセルの中で記載をするタブは「別添2」、「計画書」、「届出書」の3つです。

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 点数の概要

（届出後の対応）

- ▶ 毎年4月に「賃金改善計画書」を作成し、同年6月に厚生局へ届出が必要です。
- ▶ 毎年8月に前年度の「実績報告書」を作成し、厚生局へ定例報告を行う必要があります。

→例えば、令和7年3月に届出を行い、4月から算定開始した場合は、令和8年8月に令和7年度の実績報告を行います。

- ▶ 算定に係る書類（「賃金改善計画書」等の記載内容の根拠となる資料等）を、当該評価料を算定する年度の終了後3年間保管する必要があります。

以前の様式と何が変わったのか？

- ▶ 賃金改善前後における、対象職員の基本給等総額の計算が不要となりました。
- ▶ 直近1ヶ月間の初・再診料等の回数を入力するだけで計算可能となりました。
- ▶ 届出添付書類が大きく緩和され、「別添」、「計画書」、「届出書」の記載のみとなりました。
- ▶ エクセルファイルで提出する場合、「別添」シートに記載をすれば「計画書」と「届出書」は、ほとんど自動記載により完成するようになりました。



次に様式の記載例をご説明します。

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 様式の記載例

【モデルケース】

- ・ 医科診療所、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみ3月に届出、4月から算定
 - ・ 対象職員：常勤看護師2人
1月当たりの給与総額：70万円
 - ・ 賃金改善実施期間：令和7年4月～令和8年3月（12ヶ月）
 - ・ ベースアップ評価料算定期間：令和7年4月～令和8年3月（12ヶ月）
 - ・ 1月当たりの初診料算定回数：120回
 - ・ 1月当たりの再診料算定回数：600回
- ※訪問診療は行っていない

様式の記載例

「別添」 1 ページ目

「別添」 1 ページ目

- ▶ 赤色のセルを入力します。
- ▶ 後の書式で緑に色付けされたセルが出てきますが、緑のセルは計算式が入力されておりますので入力不要です。

別添

〔 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) 〕 の施設基準に係る届出書添付書類

以下について確認の上、☑を記載すること

- 毎年8月において、前年度の賃金改善の取組状況について、様式98により、「賃金改善実績報告書」を作成し、報告することについて、理解しました。

◎届出に関する基本事項

1 保険医療機関に関する情報

保険医療機関コード	0000000		
保険医療機関名	保険医クリニック		
所在地	都道府県	千葉県	
	住所	千葉市中央区新千葉2-7-2	
開設者名	保険医 太郎		
連絡先	担当者氏名	保険医 太郎	
	電話番号	043-248-1617	

2 届出を行う評価料(届出を行う項目に☑を記載すること)

- 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

※ 両方を届け出る保険医療機関にあっては、両方とも☑を記載すること。

3 届出年月日 令和 7 年 3 月 14 日

◎算定に関する事項

4 ベースアップ評価料算定期間

- ① 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月 令和 7 年 4 月
② 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を終了する月(原則として3月)
令和 8 年 3 月

※ ベースアップ評価料は、届出をした日の翌月1日(月の最初の開庁日に届出した場合は、当月1日)から算定可能。

様式の記載例

「別添」 1 ページ目

プルダウンで「千葉県」を選択すると、
エクセル欄外に届出様式提出先の
メールアドレスが表示されます。

今回のケースは医科診療所ですので、「外来・
在宅ベースアップ評価料（I）」にチェックをい
れます。

届出年月日を記載します。

別添

〔 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I） 〕 の施設基準に係る届出書添付書類

以下について確認の上、☑を記載すること

毎年8月において、前年度の賃金改善の取組状況について、様式98により、「賃金改善実績報告書」を作成し、報告することについて、理解しました。

◎届出に関する基本事項

1 保険医療機関に関する情報

保険医療機関コード	0000000	
保険医療機関	保険医クリニック	
所在地	都道府県	千葉県
	住所	千葉市中央区新千葉2-7-2
開設者名	保険医 太郎	
連絡先	担当者氏名	保険医 太郎
	電話番号	043-248-1617

2 届出を行う評価料（届出を行う項目に☑を記載すること）

外来・在宅ベースアップ評価料（I）

歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）

※ 届出を行う保険医療機関にあっては、両方とも☑を記載すること。

3 届出年月日 令和 7 年 3 月 14 日

◎算定に関する事項

4 ベースアップ評価料算定期間

① 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月 令和 7 年 4 月

② 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を終了する月（原則として3月）

令和 8 年 3 月

※ ベースアップ評価料は、届出をした日の翌月1日（月の最初の開庁日に届出した場合は、当月1日）から算定可能。

様式の記載例

「別添」 1 ページ目

3月に届出をし、4月より算定となりますので「令和7年4月」と記載します。

年度で計算しますので、令和8年3月末まで算定するものとして「令和8年3月」と記載します。

次に「別添」 2 ページ目を記載します。

別添

〔 外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 〕 の施設基準に係る届出書添付書類
〔 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 〕

以下について確認の上、☑を記載すること

毎年8月において、前年度の賃金改善の取組状況について、様式98により、「賃金改善実績報告書」を作成し、報告することについて、理解しました。

◎届出に関する基本事項

1 保険医療機関に関する情報

保険医療機関コード	0000000		
保険医療機関名	保険医クリニック		
所在地	都道府県	千葉県	
	住所	千葉市中央区新千葉2-7-2	
開設者名	保険医 太郎		
代表者	担当者氏名	保険医 太郎	
	電話番号	043-248-1617	

2 届出を行う評価料の算定を行う項目に☑を記載すること

外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)

※ 両方を届け出る保険医療機関にあっては、両方に☑を記載すること。

届出年月日 令和 7 年 3 月 14 日

◎算定に関する事項

4 ベースアップ評価料算定期間

① 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月 令和 7 年 4 月

② 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を終了する月(原則として3月) 令和 8 年 3 月

※ ベースアップ評価料は、届出をした日の翌月1日(月の最初の開庁日に届出した場合は、当月1日)から算定可能。

様式の記載例 「別添」2ページ目

5 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により算定される金額の見込み

【直近1か月間の算定回数(実績)】※記載上の注意2~10参照

	点数表の項目	算定回数
医 科 点 数 表	③ 初診料等	120 回
	④ 再診料等	600 回
	⑤ 訪問診療料(同一建物以外)	回
	⑥ 訪問診療料(同一建物)	回
歯 科 点 数 表	⑦ 初診料等	回
	⑧ 再診料等	回
	⑨ 歯科訪問診療料(同一建物以外)	回
	⑩ 歯科訪問診療料(同一建物)	回

⑪ ベースアップ評価料による算定金額の前年度からの繰越予定額 0 円

※ 初回届出時及び前年度からの繰越がない場合は0と記載すること。

⑫ 1か月当たりの外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による算定金額の見込み
(⑪の1か月当たりの金額を含む) 19,200 円

◎賃金改善に関する事項

※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下、「基本給等」という)の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。

※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)をいう。記載上の注意11参照。

6 賃金改善実施期間

⑬ 届出に係る年度において賃金改善を開始する月 令和 7 年 4 月

⑭ 届出に係る年度において賃金改善を終了する月(原則として3月) 令和 8 年 3 月

※ ベースアップ評価料を算定している期間は、常にベア等による賃金改善を実施する必要がある。

「⑬届出に係る年度において賃金改善を開始する月」は「①届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月」以前とすること。

7 対象職員(全体)の賃金改善見込み額

⑮ 対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額 19,200 円

⑯ ⑮に伴う賞与、時間外手当等の増加見込み額(現時点で不明の場合は0として構わない) 0 円

(参考)法定福利費(事業主負担分等を含む)を含む増加額の目安 22,368 円

※ 「⑮対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額」には、「⑬届出に係る年度において賃金改善を開始する月」における対象職員(全体)の1か月の基本給等総額の増加額の見込みを記載すること。

1ヶ月あたりのベースアップ評価料算定見込みの計算につかいます。直近3か月間平均の算定回数など、より実際の見込みに近い計算値でも可とされています。

初回届出時は繰越がありませんので0円と記載します。

1ヶ月あたりの算定金額が自動計算されます。記載不要です。

初再診料等、算定回数のカウント

厚労省：外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）専用届出様式作成の手引き【令和7年1月改定版】より抜粋

直近1か月間の算定回数（実績）＝1か月当たりのベースアップ評価料算定金額の見込み

直近1か月の「初診料等」「再診料等」「訪問診療料（同一建物以外）」「訪問診療料（同一建物）」の算定回数を確認してください。

算定回数に含めるもの

	医科	歯科
初診料等	初診料 小児科外来診療料（初診時） 小児かかりつけ診療料（初診時）	初診料
再診料等	再診料、外来診療料、短期滞在手術等基本料「1」、小児科外来診療料（再診時）、外来リハビリテーション診療料、外来放射線照射診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料（再診時）、外来腫瘍化学療法診療料	再診料 外来リハビリテーション診療料 外来放射線照射診療料 外来腫瘍化学療法診療料
訪問診療料（同一建物以外）	在宅患者訪問診療料（Ⅰ）「1」のイ、「2」のイ 在宅がん医療総合診療料（訪問診療を行った場合に限る）	歯科訪問診療料「1」（同一患家の患者について算定した場合を除く）
訪問診療料（同一建物）	在宅患者訪問診療料（Ⅰ）「1」のロ、「2」のロ 在宅患者訪問診療料（Ⅱ）	歯科訪問診療料「1」（同一患家の患者について算定した場合）、「2」「3」「4」「5」 歯科訪問診療料 注15、注19

直近3か月間平均の算定回数など、より実際の見込みに近い計算値でも可。

様式の記載例 「別添」2ページ目

5 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により算定される金額の見込み

【直近1か月間の算定回数(実績)】※記載上の注意2～10参照

	点数表の項目	算定回数
医 科 点 数 表	③ 初診料等	120 回
	④ 再診料等	600 回
	⑤ 訪問診療料(同一建物以外)	回
	⑥ 訪問診療料(同一建物)	回
歯 科 点 数 表	⑦ 初診料等	回
	⑧ 再診料等	回
	⑨ 歯科訪問診療料(同一建物以外)	回
	⑩ 歯科訪問診療料(同一建物)	回

⑪ ベースアップ評価料による算定金額の前年度からの繰越予定額 0 円

※ 初回届出時及び前年度からの繰越がない場合は0と記載すること。

⑫ 1か月当たりの外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による算定金額の見込み
(⑪の1か月当たりの金額を含む) 19,200 円

◎賃金改善に関する事項

※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下、「基本給等」という)の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。

※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)をいう。記載上の注意11参照。

6 賃金改善実施期間

⑬ 届出に係る年度において賃金改善を開始する月 令和 7 年 4 月

⑭ 届出に係る年度において賃金改善を終了する月(原則として3月) 令和 8 年 3 月

※ ベースアップ評価料を算定している期間は、常にベア等による賃金改善を実施する必要がある。

「⑬届出に係る年度において賃金改善を開始する月」は「⑭届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月」以前とすること。

7 対象職員(全体)の賃金改善見込み額

⑮ 対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額 19,200 円

⑯ ⑮に伴う賞与、時間外手当等の増加見込み額(現時点で不明の場合は0として構わない) 0 円

(参考) 法定福利費(事業主負担分等を含む)を含む増加額の目安 22,368 円

※ 「⑮対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額」には、「⑬届出に係る年度において賃金改善を開始する月」における対象職員(全体)の1か月の基本給等総額の増加額の見込みを記載すること。

ベースアップ評価料を算定する月から賃金改善
が必要です。開始は「令和7年4月」、
終了は「令和8年3月」としています。

対象職員全体の賃金改善見込み額を記載します。
⑫で自動計算された算定金額の見込みをそのま
まベースアップすると仮定しました。

賃金改善による時間外手当等の増加額は
現時点で不明のため0円としています。

自動計算されますので記載不要です

様式の記載例

「別添」 3・4 ページ目

3・4 ページ目は記載上の注意事項です。
記載が必要な箇所はありません。



次に「計画書」を確認します。

※「⑩⑪に伴う賞与、時間外手当等の増加見込み額」には、基本給等の増加に伴って増加する年間の賞与及び時間外手当の増加見込み額を賃金改善実施期間の月数で除した金額を記載すること。

賞与がベア等と連動していない場合には、⑩⑪を業主の担当分は計算しない。

時間外手当については、労働基準法第100条第1項第2号に規定する現時点で対象職員の時間外労働等の時間が不明である場合には、⑩⑪を業主の担当分は計算しない。

※「(参考)法定福利費(事業主負担分等を含む)を含む増加額の目安」は、「⑩対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額」及び「⑩⑪に伴う賞与、時間外手当等の増加見込み額」の合計額に法定福利費(事業主負担分等を含む)の概算額として16.5%を加えた金額を計算したものであり、「⑩1か月当たりの外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による算定金額の見込み」を超過する場合には、別添の「賃金改善計画」を作成すること。

【記載上の注意】

- 1 本様式において、「外来・在宅ベースアップ」及び「歯科外来・在宅ベースアップ」
- 2 直近1か月間の算定回数が通常の合理的な方法による計算として差
- 3 「③初診料等」については、以下の
・ 医科点数表区分番号(以下4〜
・ 区分番号B001-2Iに掲げる小児
・ 区分番号B001-2-1Iに掲げる
- 4 「④再診料等」については、以下の
・ 区分番号A001に掲げる再診料
・ 区分番号A002に掲げる外来診
・ 区分番号A400に掲げる短期滞
・ 区分番号B001-2Iに掲げる小児
・ 区分番号B001-2-7Iに掲げる外
・ 区分番号B001-2-8Iに掲げる外
・ 区分番号B001-2-9Iに掲げる地
・ 区分番号B001-2-10Iに掲げる
・ 区分番号B001-2-11Iに掲げる
・ 区分番号B001-2-12Iに掲げる
- 5 「⑤訪問診療料(同一建物以外)」
・ 区分番号C001に掲げる在宅
・ 区分番号C003に掲げる在宅が

6 「⑥訪問診療料(同一建物)」については、以下の合計算定回数を記載すること。
・ 区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)の1の口若しくは2の口
・ 区分番号C001-2Iに掲げる在宅患者訪問診療料(II)

7 「⑦初診料等」については、歯科点数表区分番号A000Iに掲げる初診料の合計算定回数(「区分番号」という。)

8 「⑧再診料等」については、以下の合計算定回数を記載すること。
・ 区分番号A002に掲げる再診料
・ 区分番号B004-1-6Iに掲げる外来リハビリテーション診療料
・ 区分番号B004-1-7Iに掲げる外来放射線照射診療料
・ 区分番号B004-1-8Iに掲げる外来腫瘍化学療法診療料

9 「⑨歯科訪問診療料(同一建物以外)」については、区分番号C000の1Iに掲げる歯科訪問診療料の1 歯科訪問診療1(同一患者の患者について算定した場合を除く。)の合計算定回数を記載すること。

10 「⑩歯科訪問診療料(同一建物)」については、以下の合計算定回数を記載すること。
・ 区分番号C000の1Iに掲げる歯科訪問診療料の1 歯科訪問診療1(同一患者の患者について算定した場合。)
・ 区分番号C000の2Iに掲げる歯科訪問診療料の2 歯科訪問診療2
・ 区分番号C000の3Iに掲げる歯科訪問診療料の3 歯科訪問診療3
・ 区分番号C000の4Iに掲げる歯科訪問診療料の4 歯科訪問診療4
・ 区分番号C000の5Iに掲げる歯科訪問診療料の5 歯科訪問診療5
・ 区分番号C000Iに掲げる歯科訪問診療料の注15
・ 区分番号C000Iに掲げる歯科訪問診療料の注19

11 ベースアップ評価料の対象職種は以下のとおり。
薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、その他医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)

12 本様式と合わせて別添の「特掲診療料の施設基準に係る届出書」及び「賃金改善計画書」を地方厚生(支)局へ提出すること。

3 ページ目

4 ページ目

様式の記載例 「計画書」

さきほどの「別添」に記載した内容が全て自動で転記されます。
新たに記載する箇所はありません。



次に「届出書」を記載します。

別添	
賃金改善計画書（令和 7 年度分）	
保険医療機関コード	0000000
保険医療機関名	保険医クリニック
I. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間	
(1) 賃金改善実施期間	
令和 7 年 4 月 ~ 令和 8 年 3 月	12 ヶ月
(2) ベースアップ評価料算定期間	
令和 7 年 4 月 ~ 令和 8 年 3 月	12 ヶ月
※ ベースアップ評価料を算定している期間は、常にベースアップによる賃金改善を実施する必要がある。	
※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下、「基本給等」という）の引上げ（以下、「ベア等」という）をいい、定期昇給は含まない。	
II-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み【（2）の期間中】	
(3) 算定金額の見込み	230,400 円
(4) 翌年度への繰越予定額	0 円
(5) 前年度からの繰越額（令和7年度届出時のみ記載）	0 円
(6) 算定金額の見込み（繰越額調整後）【（3）-（4）+（5）】	230,400 円
II-2. 当年度における対象職員の賃金改善の見込み額【（1）の期間中】	
(7) 全体の賃金改善の見込み額	268,416 円
(8) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【（6）の再掲】	230,400 円
III. 対象職員（全体）の賃金改善の見込み額に係る事項	
(9) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1か月分）	19,200 円
本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。	
令和 7 年 3 月 14 日	開設者名： 保険医 太郎
【記載上の注意】	
1 本計画書において、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）等」とは、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）」及び「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」のことをいう。	
2 「（1）賃金改善実施期間」は、原則4月（年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月）から翌年の3月までの期間をいう。	
3 「（2）ベースアップ評価料算定期間」は、原則4月（年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月）から翌年の3月までの期間をいう。	
4 「（6）算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む）等の増加分に充て、下記の「（8）うちベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。	
5 「（7）全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。 この際、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」についての算出が困難である保険医療機関にあっては、前年度の対象職員の給与総額の実績を元に概算するなど、合理的な方法による計算として差し支えない。	
6 「（9）基本給等に係る賃金改善の見込み額（1か月分）」については、【賃金改善実施期間（1）の開始月】における対象職員（全体）の1か月の基本給等総額の増加額の見込みを記載すること。	

様式の記載例 「届出書」

赤色の欄にチェックをつけます



以上で様式の作成は終了です。

作成したエクセルファイルは、関東信越厚生局千葉事務所へメールで提出します。

別添 2

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード	0000000	届出番号	
------------------------	---------	------	--

連絡先

担当者氏名 : 保険医 太郎
電話番号 : 043-248-1617

(届出事項)

外来・在宅ベースアップ評価料 (I)

の施設基準に係る届出

- 当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。
- 当該届出を行う前6か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。
- 当該届出を行う前6か月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。
- 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているため、別添の様式を添えて届出します。

令和 7 年 3 月 14 日

保険医療機関・保険薬局の所在地 千葉市中央区新千葉2-7-2
及び名称 保険医クリニック

開設者名 保険医 太郎

関東信越厚生局長 殿

備考 1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。

2 □には、適合する場合「✓」を記入すること。

3 届出書は、1通提出のこと。

様式の届出方法（メールで届出の場合）

- ▶ 作成したエクセルファイルをメールで提出します。
- ▶ 提出先は、関東信越厚生局 千葉事務所のメールアドレスです。
（最初に作成した「別添」1ページ目の欄外に表示されております）
- ▶ 添付するエクセルファイルのファイル名に医療機関コードを記載します。
（例：0000000_ベースアップ評価料届出.xlsx）
- ▶ メール本文に、署名等により医療機関名と連絡先を記載します。
- ▶ メールアドレスを持っていない等、やむを得ない事情がある場合には書面での提出も可能とされております。

よくお問い合わせ頂くご質問

Q1:賃金改善（ベースアップ）の引き上げ率は定められていますか？

A1:定められていません。医療機関の任意判断です。

Q2:「2.5%以上」や「4.5%以上」という数値をよく聞きますが、これは何ですか？

A2:ベースアップ評価料による収入を、事務職員及び40歳未満の勤務医のベア等に充当する場合の基準です。2024年度に対象職員の基本給等を2023年度と比較して2.5%以上引き上げ、2025年度は2023年度と比較して4.5%以上引き上げた場合、事務職員等のベア等に充当することができます。

Q3:「1.2%」や「2.3%」という数値もよく聞きますが、何ですか？

A3:外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）、入院ベースアップ評価料を届出する場合の基準です。

よくお問い合わせ頂くご質問

Q4:賃上げ率が計画よりも低下した場合、ペナルティーはありますか？

A4:ありません。

Q5:外来・在宅ベースアップ評価料（I）で得た診療報酬の使途に決まりはありますか？

A5:あります。対象職員の基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げやそれに連動して引きあがる賞与、時間外手当、社会保険料等の法定福利費の増加分に使用します。職員の賃金改善以外には使用できません。

Q6:決まって毎月支払われる手当（ベア手当）として支払う場合、その金額を割増賃金や賞与に反映させる必要はありますか？

A6:割増賃金については、割増賃金の基礎となる賃金に含めて支払う必要があります。賞与に反映させるかについては、医療機関の任意です。

よくお問い合わせ頂くご質問

Q7:対象職員の定期昇給に充てることはできますか？

A7:できません。定期昇給はベースアップ評価料以外の収入を原資にしなければなりません。

Q8:対象職員ごとに賃金改善額に差をつけることはできますか？

A8:可能です。現行の賃金水準が低い職員・職種に対して重点的に配分することもできます。

Q9:対象職員の勤務要件や人数の決まりはありますか？

A9:ありません。常勤・非常勤問わず、対象職員が1人以上勤務していれば届出可能です。

よくお問い合わせ頂くご質問

Q10:青色事業専従給与者として働く看護師等（家族）は対象職員として扱えますか？

A10:扱えます。ただし、役員報酬として支払われている方は除きます。

Q11:時給制で働く対象職員については、時給の引き上げによって賃上げを実施できますか？

A11:可能です。また、労働時間が短縮したことにより月の給与総額が減少しても差し支えないとされています。

Q12:対象職員に対し、賃金改善を実施する方法等を周知することとされていますが、どのように行えばよいですか？

A12:例えば、賃金改善計画書及び就業規則等を書面で配布する方法や、職員が確認できる場所に掲示する方法が考えられます。

よくお問い合わせ頂くご質問

Q13:患者増などにより、評価料による診療報酬収入がベア等の賃金改善より上回った場合はどうすればよいですか？

A13:追加でベア等を行うことが困難な場合は、賞与等の手当てにより支払うか、翌年度に繰越を行います。

Q14:自由診療が多くても届出できますか？

A14:可能です。外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）のように社会保険診療等の収入金額が総収入の80%以上という要件はありません。対象職員が1人でもいれば届出できます。

Q15:届出のタイミングに決まりはありますか？

A15:特にありませんが、県が行う「生産性向上・職場環境改善等支援事業」の給付金支給申請を行う場合は、令和7年3月31日までに届出を行う必要があります。

よくお問い合わせ頂くご質問

Q16:届出を行った後、厚生局への報告などがありますか？

A16:毎年6月に、同年4月に作成した賃金改善計画書を地方厚生局へ届出します。また翌年8月の定例報告時に、前年度の実績報告書を作成して定例報告を行います。

Q17:午前中に初診料を算定し、ベースアップ評価料（初診時）の点数を算定しました。午後に別疾患で来院し再診料を算定しましたが、ベースアップ評価料（再診時）の点数は算定できますか？

A17:ベースアップ評価料は1日につき1回の算定となるため、午後の（再診時）は算定できません。

ご清聴
ありがとうございました

